



2026年3月26日

各位

会社名 Atlas Technologies 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 浩司
(コード番号：9563 東証グロース市場)
問合せ先 コーポレート本部 執行役員 高橋 みのり
(TEL 03-6821-1612)

監査等委員会設置会社への移行に伴う 「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日2026年3月26日開催の第8期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、本改定前の情報につきましては、2022年12月20日公表の「内部統制システム構築の基本方針一部変更に関するお知らせ」に記載の通りです。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社グループ（当社および子会社を総称したものをいいます。）の原点・指針として「人と産業の可能性を、解き放つ」との経営理念を定め、グループのすべての取締役（海外子会社にあってはこれに準じる者を含みます。以下同じ。）、執行役員および従業員（取締役、執行役員と合わせて「役員等」といいます。以下同じ。）への浸透に努めるとともに、その実現のために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めます。

1. **当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 法令等遵守の基本方針および行動の手引としてコンプライアンス規程を定め、役員等に周知する。
 - (2) 法令遵守の具体的な実践計画としてコンプライアンスプログラムを定め、グループにおけるコンプライアンス教育および啓発を実施する。
 - (3) コンプライアンス担当部門を設置し、コンプライアンスプログラムの推進を推進する。
 - (4) コンプライアンス上の問題に対してすみやかに是正措置を講じることができるよう、ガバナンスおよび法務を所管する執行役員にコンプライアンス担当部門を所管させる。
コンプライアンス部門は、グループのコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の状況およびコンプライアンスプログラムの進捗について定期的に取締役会に報告する。
 - (5) 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）を複数名選任することで、取締役の職務執行に関する監督・監視機能の維持・向上を図る。

- (6) 内部通報制度を定めて相談窓口（Atlas ホットライン）を置き、その利用方法を役員等に周知する。内部通報制度は、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考えられる場合に、専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報を行った者に対する不利益な扱いを禁止する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図る。
- (2) 取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理規程を定め、グループの総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。
- (2) リスク管理担当部門を置き、当社および子会社それぞれにおいて内在するリスク要因を認識し、リスク程度に応じた対策を講じることで、適切にリスクを管理する。
- (3) 災害、事故、企業不祥事等の危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じるための危機管理および事業継続管理体制を整備する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。
- (2) 業務執行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を定める。
- (3) 経営に関する重要事項については、業務執行を掌る取締役および執行役員が参加する経営会議において共有および議論を行い、取締役の効率的な職務執行を支援する。
- (4) 全社的な目標を定め、取締役、執行役員および従業員への共有・浸透を図る。
- (5) 職務執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、継続的に改善を行う。

5. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程を定め、子会社との連携を担当する部門を置き、子会社の営業成績、財務状況などの重要情報を随時、把握する。
- (2) 子会社における意思決定は当社との事前協議および当社の事前承諾を必須とし、連携担当部門は、定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が希望する場合、監査等委員会の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- (2) 当該使用人は、他部門の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (3) 当該使用人の任命、異動、処遇については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。

7. 当社グループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 当社グループの役員等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。
- (2) 当社グループの役員等は、法令等への違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員会に対して前2項の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由としていかなる不利益な扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報は厳重に管理する。
- (6) 監査等委員が、その職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員会は、効率的な監査を行うため、会計監査人や内部監査担当者と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその関係法令等に対する適合性を確保する。

10. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会勢力対応規程および反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取り組みを推進する。

以上